



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 26 年 11 月号

《 所長便り 》

だんだんと冬が近づいてきたなあ実感しますね。🍷

今回は、人事のお話。

弊社では、9月より月頭に無料で新規事業者向けにフォローアップセミナーを開催しています。

徐々に参加人数が多くなってきて、会議室に入れないう状況です。

ありがたいやら、大変やら。

そんな中、3回目、11月4日に開催されたセミナーでは、人事採用や給料計算のお話をさせていただきました。

採用に関しては、スペシャリストではありませんが、顧問先からの情報が集まってくるので少しは、経営者の方に情報提供できたのではないかなと思ってます。

セミナーの中での意見交換の最中、やはり参加された経営者から、人材がいなくて困っているという声を聞きました。

不景気なのか、好景気なのか、新聞を読んでもわかりませんが、建設業でも人手不足、製造業でも不足、介護でも不足、人材派遣会社の方も人がいれば売上が立つと言っていたので、間違いなく良い状況なんだろうね。少なくとも愛知県では。

その中で、我々中小企業は、どのように人材を採用すれば良いのか？

皆さんと話をしている出てきた案としては、

ハローワーク、求人広告といった部分は、まず第一歩。

店の前にチラシを貼る、縁故で募集する、といったローカル戦略を取っている方もいれば、

客との会話の中で興味ある人を引っ張るなんていう意見や建設業だと外注を引っ張る、

職業訓練の講師をやる中で、生徒を引っ張るという話も聞きました。

色々試行錯誤しているようですが、それでもやはり厳しいようです。

個人的には、経営が良くなった時に採用しようとしても遅い。

悪い時にどれだけ、会社にお金を残す癖をつけ（採用も含めた）再投資していけるかが、経営のキモなんだと思います。

そうは言っても、弊社でも、先日6年半勤務してくれたパートさんが退職し、新規に募集をしたのですが、中々募集が集まらない状況でして、まさに求人難を実感しています。

そして先日、某職業訓練機関からインターンの受け入れをしてほしい旨の連絡を頂きました。

1ヶ月の期限付きではありますが、無料で雇用できるということなので、なんてラッキー🍀

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

しかも、1ヶ月終わった後、両者の折り合いがつけば、そのまま雇用できるとのこと。

面接だけでは、ギャンブル的な要素ありますよね。

1ヶ月勤務してもらえば、十分にその辺りも判断できると思います。

なんでも、先方の機関は、名古屋で受入れ先を探していて、税理士法人で求人が出ているサイトを見ては、その都度連絡していったのですが、女子は、人気があるらしく、すぐに受け入れ先が決まったのだが、男子は、なかなか受け入れ先が見つからず、郊外の税理士法人に電話してみたとのことでした。

税理士法人であったこと、サイトを更新していたことが原因なのか？

それとも、先月、車ぶつけられて、代車が盗まれるというアンラッキーの反動が出たのか？（笑）

《 お知らせ 》

11/21(金)・11/22(土)春日井市総合体育館にて開催される「かすがいビジネスフォーラム 2014」に出展致します。

また、12/5(金)・12/6(土)の日程で慰安旅行を実施致します。

そのため、11/22(土)・12/5(金)・12/6(土)は臨時休業とさせていただきます。

ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解・ご了承の程、宜しくお願い申し上げます。

《 経営情報 》 文責：服部

マイカー・自転車通勤するサラリーマンへの通勤手当について、所得税の非課税限度額が下表のように改正されました。この改正は、平成 26 年 10 月 20 日からの施行ですが、平成 26 年 4 月 1 日以降より遡及適用できます。

	改正前	改正後
片道の通勤距離	1 か月当たりの限度額	1 か月当たりの限度額
2 キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100 円	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500 円	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300 円	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100 円	18,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	20,900 円	24,400 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	24,500 円	28,000 円
55 キロメートル以上		31,600 円

非課税限度額以上に通勤手当を支給している従業員がいる場合、今回の改正により変更になりますのでご注意ください。

なお、公共交通機関(電車・バス等)を使用している従業員の通勤手当非課税限度額は変更ありません。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・ 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…12月1日
- ・ 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…12月1日
- ・ 個人事業税の納付(第2期分)
納付期限…12月1日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月17日
- ・ 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納付期限…12月1日

《 行楽日記 》 文責： 森

三重県名張市赤目町にある赤目四十八滝溪谷のご紹介です。

滝にある溪谷はおよそ 4km にわたって続き、四季折々に楽しめるハイキングコースになっています。多少のアップダウンがあったりはするものの、程よく遊歩道も整備されており日頃運動を殆どしていない人でも、心配なく歩けます。またペットも同伴可能なので、犬を連れての方もちらほら見かけられます。



これまで3度ほど訪れましたが、時期により流れる水量が違ったり新緑や紅葉とそれぞれ異なった景色を味わうことができます。

その名の通り 48種類の滝があるのか?と思っていたのですが、『四十八』とは数が多いことを意味しているという事みたいです。

ですが、20以上の滝が点在しており、中には一度は何かで見たことあるような有名な滝もあります。常にマイナスイオンを感じながら散策できます。

この時期は、ライトアップも開催されているので、また違った絵を見る事ができます。また、道中にある青蓮寺湖周辺も綺麗な景色が続き、是非合わせてお勧めです。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info